畜産		補助対象経費		(補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	着手承認の	事業計画承認申請	及び実	状況報告 績報告
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
課	1 畜産クラスター事業	1 畜産クラスター協議会等において中心的な経営体と位置づけられた畜産農家等が、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱・実施要領に基づいて実施する地域の畜産収益力の向上及び家畜の導入等に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業①家畜飼養管理施設等の整備②家畜の導入(農林水産省生産局長が別に定める場合に限る。)	日又は交付 決定前着手 承認日から 事業完了の 日又は3月 31日まで	【補助事業者】 市町村 畜産クラスター協議会等 【事業主体】	(1)①2分の1 以内 (1)② 2分の 1以内 妊娠牛(上限	1 事業の中止又は廃止 2 事業実施地区の変更 3 事業実施主体及び取組主体の変更 4 成果目標の変更 5 事業実施主体における事業費の30%を超える増減	有無 無	要 要	〔状況報告〕 12月31日	〔状況報告〕 1月15日 事が定める概 っって代える

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜	1 畜産クラスタ	2 附帯事務費	交付決定の	【補助事業者】	2分の1以内	1 事業の中止又は廃止	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
産	一事業	1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進	日又は交付	市町村	【事業主体	2 事業実施地区の変更			12月31日	1月15日
課		に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行	決定前着手	畜産クラスター協議会	への間接補	3 事業実施主体及び取			(ただし、知	 事が定める概
		うのに必要な経費、もしくは、当該経費に対して	承認日から		助の場合】	組主体の変更			算請求書をも	って代える
		補助する場合における当該補助に要する経費	事業完了の			4 成果目標の変更			ことができる。)	るものとす
				畜産クラスター協議会	10 分の 10 以	5 事業実施主体におけ			(a) ₀)	
			31 日まで		内	る事業費の 30%を超え				
					ただし、事業	る増減			〔実績報告〕	〔実績報告〕
					主体に係る				事業完了時	事業完了の日
					補助対象経					から20日を経
					費の2分の1					過した日又は
					以内を限度					3月31日のい
					とする					ずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		f状況報告 E績報告
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜	2 家畜改良増殖	全国和牛能力共進会の出品に向けた、指定交配	4月1日か	公益社団法人全国和牛登録協	(1) 定額	事業費の 30%を超える	有	否	[実績報告]	〔実績報告〕
産	総合対策事業	推進費及び、出品牛作出に向けた高能力ドナーか	ら3月31	会熊本県支部	(ただし、1	増減			事業完了時	事業完了の日
課	(全国和牛能力	らの採卵に必要な経費	日まで		頭当たりの					から1か月を
	共進会出品体制	(1) 指定交配推進費			上限は、22千					経過した日又
	強化事業)	(2) 推進事務費			円)					は3月31日の
										いずれか早い
										日
					(2)定額					
					(ただし、11					
					万 5 千円以					
					内)					

課	S 事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異 なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	Tiff:	十 画 変 更 申 請 要 件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行 及び実 報告時点	状況報告 績報告 報告期限
								有無		秋口巧杰	取口规拟
畜	3 家畜改良増殖	農業協同組合等が高品質な家畜を導入し、生産			(1) 定額		事業主体の変更	有	否	〔実績報告〕	〔実績報告〕
産		者に貸し付ける際に要する経費の一部を奨励金					事業種目の新設又は	(第9条第		事業完了時	事業完了の日
誹		として助成する。	日まで	農業協同組合連合会	当たりの補		廃止	2項第3号			から1か月を
	業)			【事業主体】			補助対象経費欄に掲	該当)			経過した日又
		(1)肉用牛導入			92 千円とす		げる経費の相互間に				は3月31日の
		(2) 高品質乳用牛導入		農業協同組合	る。		おけるいずれか低い				いずれか早い
							額の 30%を超える増				日
					(2) 定額		減				
							事業種目ごとの事業				
					当たりの補		費の 30%を超える増				
					助額の上限は		減				
					72 千円とす						
					る。						

課	名 事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		「状況報告
			24][E]	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
	経合対策事業	熊本県酪農業協同組合連合会が、乳用牛の改良のために実施する次の事業に必要な経費 (1)乳用牛群検定普及定着化推進 (2)乳用牛改良加速化事業	4月1日か ら3月31 日まで 4月1日か ら事業又は3 月31日ま で	熊本県酪農業協同組合連合会	5分の2以内 2分に当助は20分の1しりの1とを額が価円をですででででででででででででででででででででいる。 2分に当助は、評千援等値へでででででででいる。 1.5支援精師の14りのようには、15大 20分の1の上にが採千作略技千円の上にが採千作略技千円の上にが採千作略技千円のでは、10分ので	超える減 事業費の 30%を超える 増減	有 (第9条第 2項第3号 該当) 有 (第9条第 2項該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		熊本県養蜂組合が、蜜源の維持・増殖のために 実施する事業に必要なレンゲ・菜種等の種子及び 理解醸成資材作成経費		熊本県養蜂組合	2分の1以内		有 (第9条第 2項第3号 該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

TIME THE	果名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異な	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
				期間	る場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
	畜 産 課		熊本県酪農業協同組合連合会等が、第16回全 日本ホルスタイン共進会に参加するために必 要な経費 (1)出品牛及び出品資材の輸送費 (2)輸送保険料 (3)出品者旅費		阿蘇農業協同組合	(1)、(2) 3分の1以内 (3)5分の 1以内	_	有 (第9条第 2項第3号 該当)	要		〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い
			公益社団法人熊本県畜産協会が、肉用子牛に 係る生産者補給金の交付に充てるための資金 を造成する事業の実施に必要な経費		公益社団法人熊本県畜産協会	生産者積立 金の4分の1 以内	7, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2, 2,	有 (第9条第 2項第3号 該当)	否		[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
			補助事業者が、国が講じる肉豚経営安定交付金制度に係る基金について、生産者積立金等により自ら基金造成する場合又は生産者積立金をとりまとめ事業主体に対し納付する場合に必要な経費	ら3月31	農業協同組合連合会農業協同組合	生産者積立 金の6分の1 以内(上限額 70円)	増減	有 (第9条第 2項第3号 該当)	否		〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異 なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	及び実	状況報告 績報告
				なる物目はで40で40次小)	州功並領		有無	の安白	報告時点	報告期限
畜産	9 家畜畜産物価格安定対策事業	補助事業者が、国が講じる鶏卵生産者経営安 定対策事業(鶏卵価格差補てん事業)に係る基金	4月1日か		生産者積立		有 (第9条第	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日
課		について、生産者積立金等により自ら基金造成す		実施要綱に定める事業実施主	·	11月/05	2項第3号		学 未元 1 时	から1か月を
N/K	事業)	る場合又は生産者積立金をとりまとめ事業主体		体	10///		該当)			経過した日又
	7 2107	に対し納付する場合に必要な経費					,			は3月31日の
				【事業主体】						いずれか早い
				鶏卵生産者経営安定対策事業						目
				実施要綱に定める事業実施主						
				体						
	10 畜産総合対策	農業協同組合等が、強い農業・担い手づくり総	交付決定の	【補助事業者】	2分の1以内	1 事業の新設又は廃止	無	要	[状況報告]	[状況報告]
	事業	合支援交付金実施要綱・要領等に基づいて実施す	日又は交付	市町村	【事業主体	2 事業実施主体の変更			12月31日	1月15日
		る次の事業について、当該事業実施に必要な経	決定前着手	農業協同組合連合会	への間接補					
		費、もしくは、当該経費に対して補助する場合に	承認日から		助の場合】				(ただ) 知	事が別に定める
		おける当該補助に要する経費	事業完了の		補助事業				, , ,	をもって代える
		施設整備	日又は3月		者:10分の				ことができるも	
		(1)飼料作物作付及び家畜放牧条件整備	31 日まで	農業協同組合連合会	10以内					
		ア飼料作物作付条件整備		農業協同組合	ただし、事業				〔実績報告〕	〔実績報告〕
		イ放牧利用条件整備		農業者の組織する団体中間業者	主体に係る 補助対象経				事業完了時	事業完了の日
		ウ水田飼料作物作付条件整備 (2)畜産物産地基幹施設整備		公益社団法人等	棚助対家経費の2分の1					から20日を経
		ア ・ ア ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		公益性凹仏八寺	以内を限度					過した日又は
		イ家畜市場			とする					3月31日のい
		ウ家畜飼養管理施設								ずれか早い日
		工自給飼料関連施設								
		才家畜改良増殖関連施設								
		力畜産周辺環境影響低減施設								

事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
		期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
11 自給飼料増産	事業主体が、自給飼料増産のために実施する次	交付決定の	【補助事業者】	2分の1以内	1 事業主体の変更	無	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
総合対策事業	の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対し	日又は交付	市町村	【事業主体	2 事業種目の新設又は			事業完了時	事業完了の日
	て補助する場合における当該補助に要する経費	決定前着手	農業協同組合連合会	への間接補	廃止				から1か月を
	1 飼料生産組織育成・強化等支援対策事業	承認日から	農業協同組合	助の場合】	3 事業種目ごとの事業				経過した日又
	(1) コントラクター等育成・強化推進	事業完了の	農事組合法人	補助事業	費の30%を超える増減				は3月31日の
	(2) TMRセンター育成・強化推進	日又は3月	農地所有適格法人	者:10分の					いずれか早い
	(3) 自給飼料利用基盤強化	31 日まで	農業者の組織する団体	10以内					日
			【事業主体】	ただし、事業					
	2 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業		市町村						
	阿蘇地域を中心とする県内の採草地の土壌改		農業協同組合連合会	補助対象経					
	良や草地更新といった自給飼料増産に必要な経		農業協同組合	費の2分の1					
	費		農事組合法人	以内を限度					
			農地所有適格法人	とする					
			農業者の組織する団体						
		11 自給飼料増産 総合対策事業 事業主体が、自給飼料増産のために実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 飼料生産組織育成・強化等支援対策事業 (1) コントラクター等育成・強化推進 (2) TMRセンター育成・強化推進 (3) 自給飼料利用基盤強化 2 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業 阿蘇地域を中心とする県内の採草地の土壌改 良や草地更新といった自給飼料増産に必要な経	事業名 補助対象経費 期間 11 自給飼料増産 事業主体が、自給飼料増産のために実施する次 交付決定の の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対し て補助する場合における当該補助に要する経費 1 飼料生産組織育成・強化等支援対策事業 (1)コントラクター等育成・強化推進 事業完了の(2) TMRセンター育成・強化推進 日又は3月(3)自給飼料利用基盤強化 31日まで 2 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業 阿蘇地域を中心とする県内の採草地の土壌改良や草地更新といった自給飼料増産に必要な経	事業名 補助対象経費 期間 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) 11 自給飼料増産 事業主体が、自給飼料増産のために実施する次 交付決定の 「補助事業者」 市町村 で補助する場合における当該補助に要する経費 決定前着手 農業協同組合連合会 農業協同組合 事業完了の (2) TMRセンター育成・強化推進 (3) 自給飼料利用基盤強化 1 日又は3月 農地所有適格法人 (3) 自給飼料利用基盤強化 31日まで 「農業は同組合連合会 農業協同組合連合会 良や草地更新といった自給飼料増産に必要な経費 農事組合法人 農地所有適格法人 農業協同組合 農事組合法人 農地所有適格法人 農物同組合 農事組合法人 農地所有適格法人	事業名 補助対象経費 期間 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) 相助金額 11 自給飼料増産 事業主体が、自給飼料増産のために実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費を表記した。 は、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費を表記した。 は、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費を表記した。 農業協同組合連合会を表記した。 は、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費を表記した。 農業協同組合連合会を表記した。 は、当該経費に対して補助事業を表記した。 は、当該経費に対して、当該経費に対して、当時では、当該経費に対して、当時では、当該経費に対して、当時では、当該経費に対して、当該経費に対して、当時では、当該経費に対して、当時では、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当業に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当業に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当業に対して、当該経費に対して、当は対して、当該経費に対して、当該経費に対して、当は対して、当は対して、対して、当は対し、対し、対し、対し、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	事業名 補助対象経費 期間 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) 又は 補助金額 計画変更申請要件 11 自給飼料増産 事業主体が、自給飼料増産のために実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費を定前着手具が定前着手具が定前着手具が定前着手具が定前着手具を設定的で、強化等支援対策事業(1) コントラクター等育成・強化推進(2) TMRセンター育成・強化推進(3) 自給飼料利用基盤強化 大定前着手農業協同組合連合会農業協同組合(3) 自給飼料利用基盤強化 次定前着手農業協同組合(3) 自給飼料利用基盤強化 財の場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合と表現的場合を表現的場合と表現的場合を表現的場合を表現的場合と表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合と表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合と表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的場合を表現的対象経過度を表現的場合を表現的対象を経費を表現的場合と表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を経費を表現的対象を表現的対象を経費を表現的対象を表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表	事業名 補助対象経費 期間 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) 又は 補助金額 計画変更申請要件 適用除外の有無 11 自給飼料増産 事業主体が、自給飼料増産のために実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 飼料生産組織育成・強化等支援対策事業(1)コントラクター等育成・強化推進(2)TMRセンター育成・強化推進(2)TMRセンター育成・強化推進(3)自給飼料利用基盤強化 「以内を超える増減 世界報告法人農地所有適格法人農業協同組合建合会農業協同組合建金の設定を超える増減 財助の場合 1 事業主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 2 事業種目ごとの事業費の30%を超える増減 第世の場合 1 以内を限度農業協同組合産産業金融化事業費の30%を超える増減 2 採草地自給飼料増産基盤緊急強化事業 阿蘇地域を中心とする県内の採草地の土壌改良や草地更新といった自給飼料増産に必要な経農物品組合産産品を対しません。農業協同組合産産品を対しません。 農業協同組合産産品を対しません。 農業協同組合産品を対しません。 農業協同組合産産品を対しません。 農業協同組合産産品を対しません。 関したる、対しません。 関したる、対しません。 関したる、対しません。 関したる、対しません。 関したる、対しません。 関したる、対しません。 関したる、対しません。 関したる、対しません。 「はたる、対しません。」は、対しません。 「はたる、対しません。」は、対しません。 「はたる、対しません。」は、対しません。 「はたる、対しません。」は、対しません。 「はたる、対しません。」は、対しません。 「はたる、対しません。」は、対しません。 「はたる、対しません。」は、対しません。 「はたる、対しません。」は、対しません。 「はたる、対しません。」は、対しません	# 業 名 補助対象経費 期間 「補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示」	事業名 補助対象経費 期間 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示) 又は 補助金額 計画変更申請要件 適用除外の有無 承認申請の要否 11 自給飼料増産 事業主体が、自給飼料増産のために実施する次の事業に必要な経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 1 飼料生産組織育成・強化等支援対策事業 (1) コントラクター等育成・強化推進 (2) TMRセンター育成・強化推進 (2) TMRセンター育成・強化推進 (3) 自給飼料利用基整強化 (2) TMRセンター育成・強化推進 (3) 自給飼料利用基整強化 (2) TMRセンター育成・強化推進 (3) 自給飼料利用基整強化 (2) TMRセンター育成・強化推進 長来協同組合 農業協同組合 農業者の組織する団体 (事業主体) ただし、事業主体に係る農業協同組合 農業協同組合連合会 農業協同組合連合会 機業協同組合連合会 機業協同組合 とする 力力を限度 とする

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		「状況報告 ₹績報告
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜 産 課	12 家畜伝染病防疫対策事業	1 公益社団法人熊本県畜産協会が、自衛防疫を 推進するために実施する次の事業に必要な経費 (1)自衛防疫推進事業 ア 推進会議開催に要する経費 イ 事業需要等調査に要する経費 ウ 広報に要する経費			3分の2以内 (上限544 千円)	事業費の 30%を超える 増減	無	要	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から20日を経 過した日又は 3月31日のい ずれか早い日
		(2)特定疾病損耗防止推進事業 ア 牛流行性感冒予防接種に要する経費 イ 牛伝染性鼻気管炎予防接種に要する経費 ウ アカバネ病予防接種に要する経費	4月1日か ら3月31 日まで		1頭36円 (上限3,600 千円)		有 (第9条第 2項第3号 該当)		[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異 なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行 及び実 報告時点	
畜産課	13 畜産防疫体制強化事業	畜産防疫体制強化の取組みに要する経費 (1)飼養衛生管理基準の遵守のための資機材の整備に要する経費のうち、消費・安全対策交付金 (食料安全保障確立対策推進交付金)を活用する		,	2分の1以内	事業費の 30%を超える 増減	有無 有 (第9条第 2項第3号 該当)	要	〔実績報告〕	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の
		(2)地域における飼養衛生管理向上施設整備または農場の分割管理の導入に係る施設整備に要する経費のうち、消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策整備交付金)を活用するもの		向上を目的とする団体 生産者の組織する団体 特認団体						いずれか早い 日
	14 県産馬生産振 興対策事業	県産農用馬の生産基盤強化のために農業団体 等が取組む増頭のための体制整備や仕組づくり を構築するために必要な経費		農業協同組合等	2分の1以内	事業費の 30%を超える 増減	無	否	事業完了時	[実績報告]事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異 なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		状況報告 續報告 報告期限
畜 産 課	15 高品質堆肥生 産・流通促進事 業	1 良質堆肥生産に資する新たな資材の活用のための調査、会議の開催、資材の試用、運搬等に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2 ペレット化等、堆肥を流通に適した形態へ加工するために必要な機械の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費		市町村農業協同組合連合会農業協同組合	1 定領(上限 100 年 100 年 100 年 100 年 100 年 100 年 100 日 10	事業費の 30%を超える 増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	生産拡大推進事業	1 国産濃厚飼料の生産に係る現地実証に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2 国産濃厚飼料生産作業の効率化に向けた現地実証に必要な専用アタッチメント等の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	日又は交付 決定前着手 承認日から 事業完了の 日又は3月		1 定額2 2分の1以内	1 施行箇所又は設置箇 所の変更 2 事業種目の新設又は 廃止 3 事業種目ごとの事業 費の30%を超える増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
	, ,,,		期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜	17 耕畜連携体制	農業者の組織する集団等が耕畜連携による飼	交付決定の	【補助事業者】	(1)2分の	事業費の 30%を超える	無	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
産	緊急整備事業	料の生産・調製及び堆肥の利用促進のために行う	日又は交付	市町村	1以内	増減			事業完了時	事業完了の日
課		機械導入、施設整備等に必要な経費	決定前着手	農業協同組合						から1か月を
		(1) 堆肥利用・飼料生産体制整備事業	承認日から	農業協同組合連合会	(2) 定額					経過した日又
		(2)堆肥新規利用拡大	事業完了の	農事組合法人						は3月31日の
			日又は3月	農地所有適格法人						いずれか早い
			31 日まで	農業者の組織する集団						日
				【事業主体】						
				市町村						
				農業協同組合						
				農業協同組合連合会						
				農事組合法人						
				農地所有適格法人						
				農業者の組織する集団						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜		1 堆肥の生産・流通の促進のため堆肥の高品質化、				1 事業実施主体又は取	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
産	総合支援事業	悪臭防止や汚水処理について高度な畜産環境			【事業主体			(農政局	12月31日	1月15日
課		対策を実施するための施設等の整備、補改修に		協議会等		2 事業の中止又は廃止		が不要と	(ただ) たn ⁻	事が定める概
		必要な経費	承認日から	F-1011() (1)	助の場合】	3 成果目標の変更		した場合	算請求書をも	
			事業完了の			4 事業実施主体におけ		は不要。)	ことができ	るものとす
		(2) 畜産・土づくり堆肥生産流通体制支援事	日又は3月	協議会等	10分の10以				る。)	
		業	31 日まで	T () (1)	内	5 事業実施主体におけ				
		(3) 畜産・土づくり施設等導入支援事業			ただし、事業				〔実績報告〕	〔実績報告〕
		(4) 畜産環境関連施設等導入支援事業			主体に係る					事業完了の日
		0 8/1 445-4-74-94			補助対象経					から20日を経
		2 附帯事務費			費の2分の1					過した日又は
		1の経費に係る事業の実施に関し、事業の推進			以内を限度					3月31日のい
		に必要な事務並びに指導監督及び調査検討を行		畜産農家	とする					ずれか早い日
		うのに必要な経費、もしくは、当該経費に対して		株式会社等						
		補助する場合における当該補助に要する経費								

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		f状況報告 E績報告
			朔间	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
畜 産 課	19 熊本型放牧高度化支援事業	1 高度化放牧条件整備事業 事業主体が、放牧管理の高度化等を図るために 必要な以下の経費、もしくは、当該経費に対して 補助する場合における当該補助に要する経費 (1)放牧管理の省力化の実証に要するICT機器の 導入 (2)熊本型放牧拡大のための放牧条件整備 等 (3)牧野の草地生産性向上に要する生産資材等	の日又は3 月31日ま	市町村	【事業主体 への間接補 助の場合】 補助事業 者:10分の 10以内 ただし、事業	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超え る増減	無	要	事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
		2 放牧牛導入補助事業 事業主体が、熊本型放牧の拡大を目的とした肉 用繁殖雌牛の導入を行い、農家に貸付ける場合に おける当該事業実施に必要な経費		公益社団法人熊本県畜産協会【事業主体】	とする 定額					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	状況報告 績報告
	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜	20 家畜生産農場	家畜疾病が発生した地域における、吸血昆虫	4月1日か	【補助事業者】	補助対象経	1 事業の中止又は廃止	有	要	〔実績報告〕	〔実績報告〕
産	緊急防疫対策事	(アブ又はサシバエ) を介した家畜疾病の発生予	ら事業完了	各畜産農業団体等	費の2分の1	2 事業主体の変更	(第9条第		事業完了時	事業完了の日
課	業	防及びまん延防止対策として実施する当該吸血	の日又は3		の額から、当	3 事業費の30%を超え	2 項第 2 号			から1か月を
		昆虫の忌避剤・駆虫剤の散布に要する経費	月31 日ま	【事業実施主体】	該補助対象	る増減	該当)			経過した日又
		ただし、国の家畜生産農場衛生対策事業を活用	で	生産者	経費の財源					は3月31日の
		する場合に限る。			に充当する					いずれか早い
					国庫補助金					日
					を控除して					
					算出した額					

課名	事業名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異 なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画 承認申請 の要否	及び実	状況報告 績報告
				なる場合(よて4)で4)及外)	冊切並領		有無	00安百	報告時点	報告期限
畜 産 課	21 熊本県家畜市場再編整備支援事業	農業協同組合等が、食肉等流通構造高度化・輸 出拡大事業交付要綱・実施要領等に基づいて実施 する家畜市場再編整備支援事業について、当該事 業実施に必要な経費	日又は交付	農業協同組合連合会	6分の4以内 (うち県費は 6分の1以内)	1 事業費の30%を超え る増又は補助金の増 2 事業費又は補助金の 30%を超える減 3 事業主体の変更 4 事業の中止又は廃止	無	要	〔状況報告〕 12月31日 (ただし、知 算請求書でき ことができ る。) 〔実績報告〕 事業完了時	るものとす [実績報告] 事業完了の日 から20日を経 過した日又は 3月31日のい
		1 県内各地の高能力な繁殖雌牛から性選別精液を用いて採卵を行うために必要な経費。 (1)採卵経費 (2)受精卵買上げ費 (3)性選別精液製造費 2 1の事業を行うために必要となる事務費。	ら事業完了の日又は3		定額 (2) 採卵経費: 310 千円/頭以内(2) 受費: 40 千円/個以費: 40 千円/個以選費: 性製造費用。 (4) 事務 費: 500 千円以内	1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超え る増減	有 (第9条第 2項第2号 該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	ずれか早い日 〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課	名 事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	基盤強化緊急特	1 指定種鶏場からの天草大王のヒナ販売価格上 昇分の一部補填に要する経費 2 天草大王ヒナ販売価格上昇分を出荷価格に反映するための取引先との交渉旅費	ら事業完了 の日又は3	【事業実施主体】 熊本県高品質肉鶏推進協議 会	定額 1 ヒナ価格 補填:1,020 壬円 (17円/	3 事業費の30%を超え る増減	有無 有 (第 9 第 2 号 該 3)	否	(実績報告)事業完了時	(実績報告) 事業完 1 の日 から 1 した日の は 3 月 31 日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請	事業遂行 及び実	
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の有無	の要否	報告時点	報告期限
畜	24 配合飼料緊急	1 飼料価格高騰の影響を受ける生産者が負担す	1補助対象	1 補助対象経費欄1の事業	1 定額(上 限 200円	1 事業の中止又は廃止	補助対象経	補助対象	補助対象経費	補助対象経動
産	支援事業	る配合飼料価格安定制度の令和7年度における	経費1、2	【補助事業者】	/t)	2 事業主体の変更	費1、2の	経費1、	1、2の事業	1, 2の事業
課		生産者積立金の一部助成に要する経費	の事業	熊本県経済農業協同組合連合		3 事業費の30%を超え	事業	2の事業	[実績報告]	[実績報告]
			令和7年4	会、熊本県畜産農業協同組合	10 以内	る増減	有	否	事業完了時	事業完了の
		2 1の実施にあたり生産者への振込に要する	月1日から	連合会、熊本県酪農業協同組	3 1/2 以内		(第9条第			から1か月る
		経費	事業完了の	合連合会、一般社団法人熊本			2項第3号	補助対象		経過した日
			日又は令和	県配合飼料価格安定基金協			該当)	経費3の		は3月31日の
		3 飼料タンクの飼料残量測定装置等の ICT 機器	8 年 3 月	会、熊本県畜産農業協同組合、				事業		いずれか早い
		導入や配合飼料作業安全のための器具設置に要	31 日まで	特認団体			補助対象経	要		日
		する経費		【事業主体】			費3の事業			
			2補助対象	配合飼料価格安定制度に加入			無			補助対象経過
			経費3の事	している生産者						3の事業
			業	2 補助対象経費欄2の事業					補助対象経費	〔状況報告〕
			令和7年3	【補助事業者】					3の事業	1月15日
			月1日から	熊本県経済農業協同組合連合					〔状況報告〕	
			事業完了の	会、熊本県畜産農業協同組合					12月31日	
			日又は令和	連合会、熊本県酪農業協同組						
			8年3月3	合連合会、一般社団法人熊本						事が定める概
			1 日	県配合飼料価格安定基金協					算請求書をも ことができ	
				会、熊本県畜産農業協同組合、					る。)	
				特認団体						事業完了の日
				3 補助対象経費3の事業					[実績報告]	から1か月る
				【補助事業者】					事業完了時	経過した日
				熊本県経済農業協同組合連合						は3月31日の
				会、熊本県畜産農業協同組合						いずれか早い
				連合会、熊本県酪農業協同組						日
				合連合会、一般社団法人熊本						
				県配合飼料価格安定基金協会						

	1	ı	•	ı	1	•	•	
畜		、熊本県畜産農業協同組合、						
産		特認団体						
課		【事業主体】						
		熊本県経済農業協同組合連合						
		会、熊本県畜産農業協同組合						
		連合会、熊本県酪農業協同組						
		合連合会、一般社団法人熊本						
		県配合飼料価格安定基金協						
		会、熊本県畜産農業協同組合、						
		特認団体及び配合飼料価格安						
		定制度に加入している生産者						

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
	, ,,,		期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜	25 熊本酪農飼料	国産粗飼料の利用拡大や生産コストの削減に	令和7年3	【補助事業者】	定額(上限	1 事業の中止又は廃止	有	否	[実績報告]	〔実績報告〕
産	自給力向上緊急	取り組む酪農家における、購入粗飼料等価格の	月1日から	熊本県酪農業協同組合連合	4,000円/頭)	2 事業主体の変更	(第9条第		事業完了時	事業完了の日
課	対策事業	急騰に伴い増加した経費	事業完了の	会、阿蘇農業協同組合		3 事業費の30%を超え	2項第3号			から1か月を
			日又は令和	【事業主体】		る増減	該当)			経過した日又
			8 年 3 月	国産飼料の利用拡大やコスト		4 補助金の増又は30%				は3月31日の
			31 日まで	低減に取り組む酪農経営体		を超える減				いずれか早い
										日

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			******	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
畜 産 課	26 県産飲用牛乳等消費拡大緊急対策事業			農業団体知事が特に認める団体	定額	 事業の中止又は廃止 事業主体の変更 事業費の30%を超える増減 	無	要		事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	27 肉骨粉利用促進事業	食肉の生産過程で発生する畜産残さを原料と して牛肉骨粉を製造するレンダリング業者が、飼料用肉骨粉等の高品質な牛肉骨粉を製造するために必要な機械導入等に要する経費	日又は交付	レンダリング業者	2分の1以内	 事業の中止又は廃止 事業主体の変更 事業費の30%を超える増減 	無	要	算請求書を ことができ る。) 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕1月15日事が定める概あってのる[実績報告〕事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率 又は	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の	事業計画承認申請		状況報告 績報告
			期間	なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		適用除外の 有無	の要否	報告時点	報告期限
畜	28 畜産物輸出コ	畜産物輸出コンソーシアムが、畜産物輸出コン	交付決定の	畜産物輸出コンソーシアム	(1) 定額	1 事業の中止又は廃止	無	要	〔状況報告〕	〔状況報告〕
産	ンソーシアム推	ソーシアム推進対策事業補助金交付等要綱・実施	日又は交付	(コンソーシアムを設立しよ	(上限 牛	2 事業主体の変更			12月31日	1月20日
課	進対策事業(R6	要領等に基づいて実施する次の事業に必要な経	決定前着手	うとする者を含む)	肉:16,000千	3 事業費の30%を超え			(ただし、知	Ⅰ □事が定める
	経済対策)	費	承認日から		円、牛肉以	る増減			概算請求書	
			事業完了の		外:8,000 千	4 補助金の増又は30%			えることが とする。)	できるもの
		(1)畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援	日又は3月		円、ただし、	を超える減			C / D0/	1
		事業	31 日まで		フラッグシ	5 成果目標の変更			〔実績報告〕	〔実績報告〕
		・コンソーシアムの設立及び推進並びにコンソー			ップ輸出産				事業完了時	事業完了の日
		シアムによる PR 活動、販売促進活動等の実施			地の主たる					から20日を経
		に要する経費			構成要素で					過した日又は
					ある場合は					3月31日のい
		(2) アニマルウェルフェアの推進及び血斑発生			それぞれ					ずれか早い日
		低減に向けた取組支援事業			20,000 千円、					
		・アニマルウェルフェアに配慮した牛の取扱い及			10,000 千円					
		び血斑低減のための取組			を上限とす					
					る。)					
		(3) 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に								
		向けた産地育成支援事業			(2) 定額					
		① 検討会及び研修会の開催								
		② 輸出先国のマーケット調査			(3) 定額					
		③ 協議会による商流構築活動の実施			ただし、補助					
					額は(1)を					
					上限とする。					

電応	果名	事 業 名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異 なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否		状況報告 績報告 報告期限
	畜 産 課	熊本県」実現に 向けた県産畜産	県産牛肉の銘柄確立のための、広報・生産行程 管理等に要する経費 (2)販路拡大及び消費拡大対策 県産牛肉の認知度向上・消費拡大のためのイベ ント出展やキャンペーン実施等の活動に要する 経費 (3)指定店開拓・消費拡大対策	日又は交付 決定前着手 承認日から 事業完了の	熊本県産牛肉消費拡大推進協議会	(1)、(2) 2分の1以内 (上限 8,896 千円) (3)定額 (上限 2,830 千円)	事業費の 30%を超える 増減	無無	否	〔実績報告〕 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
			取扱指定店の新規開拓や取扱指定店を起点とした認知度向上・消費拡大等の活動に要する経費 2 くまもと黒毛和牛等首都圏流通体制確立支援事業 県産銘柄牛の認知度向上のため、熊本県内から東京都中央卸売市場食肉市場への生体出荷に係る掛かり増し経費	ら事業完了 の日又は 3	業協同組合連合会、農業協同組合		1 事業の中止又は廃止 2 事業主体の変更 3 事業費の30%を超え る増減 4 補助金の増又は30%を 超える減	有 (第9条第 2項第3号 該当)	要		
			3 天草大王ブランド価値向上支援事業 高品質肉鶏推進協議会が天草大王の GI 登録及 び GI を活用したブランディングと販路拡大等に 要する経費	ら事業完了	熊本県高品質肉鶏推進協議会	2分の1以内 (上限895千 円)		無	否		

課名	事 業 名	補助対象経費	補助対象 期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異	補助率又は	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の	事業計画承認申請		状況報告 :績報告
				なる場合はそれぞれ表示)	補助金額		有無	の要否	報告時点	報告期限
畜 産 課			日又は交付 決定前着手 承認日から 事業完了の		定額	事業費の 30%を超える 増減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	「実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
			月 10 日か	市町村農業団体等	1 /2 以内	1 事業主体の変更 2 事業費の 30%を超 える増減	有 (9条第2項 第3号該当)	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日